四　その他法第五条から第十三条までの規定を遵守するために講じた措置に関して次に掲げる事項
イ　当該措置の実施に際して個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者から寄せられた主要な反応の概要
ロ　イの個別アプリ事業者その他の事業者又はスマートフォンの利用者からの反応に基づく措置の変更その他の対応
ハ　その他法の規定の遵守の確認のために必要な事項

3　法第十四条第一項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含まなければならない。
一　法の規定の遵守のための措置の実施に当たって利害関係者等と実施した主要な協議の内容
二　その他法の規定の遵守の状況に関して参考となる事項

第四章　調査等手続

第一節　審査手続一般

（審査手続の開始）

第三十七条　事務総局官房デジタル・国際総括審議官は、事件の端緒となる事実に接したときは、審査の要否につき意見を付して委員会に報告しなければならない。

2　前項の報告には、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。
一　端緒
二　事実の概要
三　関係法条

3　委員会は、第一項の場合において、法第十六条第一項に規定する処分をする必要があると認めた事件については、同条第二項及び令第六条に基づき、審査官を指定して当該事件の審査に当たらせるものとする。

（審査官証）

第三十八条　法第十六条第三項の身分を示す証明書の様式は、様式第四号のとおりとする。

（審査官の行う処分）

第三十九条　審査官は、法第十六条第二項の規定に基づいて同条第一項に規定する処分をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる文書を送達して、これを行わなければならない。
一　当該事件の関係人又は参考人に出頭を命じて審尋する場合　出頭命令書
二　前号に掲げる者から意見又は報告を徴する場合　報告命令書
三　鑑定人に出頭を命じて鑑定させる場合　鑑定命令書
四　帳簿書類その他の物件の所持者に当該物件の提出を命ずる場合　提出命令書

2　前項の文書には、次の事項を記載し、毎葉に契印しなければならない。
一　事件名
二　相手方の氏名又は名称
三　相手方に求める事項
四　出頭命令書又は提出命令書については出頭又は提出すべき日時及び場所
五　命令に応じない場合の法律上の制裁

3　提出命令書には、提出を命じる物件を記載し、又はその品目を記載した目録を添付しなければならない。

［章を加える。］